

# 海洋データのオープン化

吉田隆（気象庁）

## 1. はじめに

気象庁では海洋気象業務のひとつとして、水産・海運等の産業に資する海洋気象情報の提供を行っている。この取り組みにおける情報提供の手法は大きく二つに分けられる。ひとつはウェブサイト等を介した各種情報の直接提供、もうひとつは利用者個別の多様なデータ利用を推進するための情報・データの利用環境の整備・改善である。後者の一環として進めている「海洋データのオープン化」について、最近の取り組みを紹介する。

## 2. 公開データの利用条件の変更

気象庁は平成26年夏にウェブサイト上の情報の利用条件を変更した。この変更は、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部。内閣総理大臣が本部長）」の下部組織である「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」が決定したウェブサイトコンテンツに関する「政府標準利用規約（第1.0版）」（平成26年6月19日）を、気象庁ウェブサイトにも適用したものである。これにより、従来は「私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、気象庁に無断で転載、複製、出版、放送、上映等を行うことはできない」としていたウェブサイト上の情報を、出典明記等の条件に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できるようになった。商用利用も可能である。

会議資料や研究報告などへの気象庁ウェブサイト掲載の図表やデータ、解説文の引用・転載等、遠慮なくご利用いただきたい。

## 3. 非即時の海洋気象情報の利用推進

非即時の海洋気象情報の個別提供依頼に対

して、利用目的等によらず応じることとした。大容量なために物理的に対応が難しいものや、高頻度の提供要請を除いて、オンデマンドで随時提供できる海洋情報はほぼ全てがこの提供の対象となる。また、提供データには、第三者への提供に係る制限を設けず（ウェブサイト上の情報と同様）、情報の利活用の促進を図る。

これにより、入手済みの非即時データに関係者間で共有することが可能となった。申請の際に申し出る使用目的にない追加的な利用も可能である（再申請の必要はない）。

## 4. NEAR-GOOS データベースの運用方法

手動アクセスでのデータ取得時の認証を廃止した。NEAR-GOOS データベースには、手動アクセスを想定した `http` と、自動アクセスもしくは大量データのダウンロードを想定した `ftp` のふたつのプロトコルが用意されている。このうち、従来利用者に求めていた `http` の認証を廃止し、手動アクセスの場合は認証無しに数値データを閲覧できるようになった。お試し利用等での利用が広がることを期待する。

## 5. おわりに

わが国の海洋関係機関の間では、従来から観測データの交換が行われてきた。国内的には日本海洋データセンター（JODC）を中心としたデータの共有体制がすでに存在し、海洋データのオープン化はすでに相当程度進んでいる。

そうした良い伝統のうえに、今回の利用条件の変更によって、これまで見方によってはグレイであった（明示されていないためにわかりにくかった）自由利用が可能であることが明示され、データの利用環境はさらに改善したものと考える。